

令和3年11月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和3年12月3日】

1 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第5条第2項）
- ア 区長 年間3.35月 → 年間3.20月（△0.15月）
- イ 副区長 年間3.35月 → 年間3.20月（△0.15月）
- 改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定
- 改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1.525	1.525 (変更なし)	1.45 (△0.075)
12月	1.525	1.525 (変更なし)	1.45 (△0.075)
3月	0.30	0.15 (△0.15)	0.30 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日

2 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第5条第2項）
- 年間3.35月 → 年間3.20月（△0.15月）
- 改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定
- 改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定
（単位：月）

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1.525	1.525 (変更なし)	1.45 (△0.075)
12月	1.525	1.525 (変更なし)	1.45 (△0.075)
3月	0.30	0.15 (△0.15)	0.30 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日

3 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第8条第2項）
 年間3. 25月 → 年間3. 10月（△0. 15月）
 改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定
 改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定
 （単位：月）

期	現 行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
6月	1. 525	1. 525 (変更なし)	1. 45 (△0. 075)
12月	1. 525	1. 525 (変更なし)	1. 45 (△0. 075)
3月	0. 20	0. 05 (△0. 15)	0. 20 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第26条第2項及び第3項）

ア 再任用職員以外の職員

一般職員 2. 55月→2. 40月（△0. 15月）

管理職員 2. 15月→2. 00月（△0. 15月）

イ 再任用職員

一般職員 1. 40月→1. 35月（△0. 05月）

管理職員 1. 20月→1. 15月（△0. 05月）

改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月	1. 125	1. 125 (変更なし)	1. 05 (△0. 075)
		12月	1. 175	1. 175 (変更なし)	1. 10 (△0. 075)
		3月	0. 25	0. 10 (△0. 15)	0. 25 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 925	0. 925 (変更なし)	0. 85 (△0. 075)
		12月	0. 975	0. 975 (変更なし)	0. 90 (△0. 075)
		3月	0. 25	0. 10 (△0. 15)	0. 25 (変更なし)
再任用職員	一般職員	6月	0. 625	0. 625 (変更なし)	0. 60 (△0. 025)
		12月	0. 675	0. 675 (変更なし)	0. 65 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 05 (△0. 05)	0. 10 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 525	0. 525 (変更なし)	0. 50 (△0. 025)
		12月	0. 575	0. 575 (変更なし)	0. 55 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 05 (△0. 05)	0. 10 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日

5 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。
 (2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第16条第2項及び第30条第2項）
 ア フルタイム会計年度任用職員 2.55月→2.40月（△0.15月）
 イ パートタイム会計年度任用職員 2.55月→2.40月（△0.15月）
 改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定
 改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定
 （単位：月）

職員の区分	期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
フルタイム会計 年度任用職員	6月	1.125	1.125 (変更なし)	1.05 (△0.075)
	12月	1.175	1.175 (変更なし)	1.10 (△0.075)
	3月	0.25	0.10 (△0.15)	0.25 (変更なし)
パートタイム会 計年度任用職員	6月	1.125	1.125 (変更なし)	1.05 (△0.075)
	12月	1.175	1.175 (変更なし)	1.10 (△0.075)
	3月	0.25	0.10 (△0.15)	0.25 (変更なし)

- (3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日

6 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の期末手当に係る支給月数を改定するため、提案する。

(2) 改正内容 期末手当に係る支給月数の引下げ（第27条第2項及び第3項）

ア 再任用職員以外の職員

一般職員 2. 55月→2. 40月（△0. 15月）

管理職員 2. 15月→2. 00月（△0. 15月）

イ 再任用職員

一般職員 1. 40月→1. 35月（△0. 05月）

管理職員 1. 20月→1. 15月（△0. 05月）

改定① 令和4年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和4年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

（単位：月）

職員の区分		期	現行	改定① (現行との増減)	改定② (現行との増減)
再任用職員 以外の職員	一般職員	6月	1. 125	1. 125 (変更なし)	1. 05 (△0. 075)
		12月	1. 175	1. 175 (変更なし)	1. 10 (△0. 075)
		3月	0. 25	0. 10 (△0. 15)	0. 25 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 925	0. 925 (変更なし)	0. 85 (△0. 075)
		12月	0. 975	0. 975 (変更なし)	0. 90 (△0. 075)
		3月	0. 25	0. 10 (△0. 15)	0. 25 (変更なし)
再任用職員	一般職員	6月	0. 625	0. 625 (変更なし)	0. 60 (△0. 025)
		12月	0. 675	0. 675 (変更なし)	0. 65 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 05 (△0. 05)	0. 10 (変更なし)
	管理職員	6月	0. 525	0. 525 (変更なし)	0. 50 (△0. 025)
		12月	0. 575	0. 575 (変更なし)	0. 55 (△0. 025)
		3月	0. 10	0. 05 (△0. 05)	0. 10 (変更なし)

(3) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和4年4月1日